

今後の労働契約法制の在り方に関する研究会

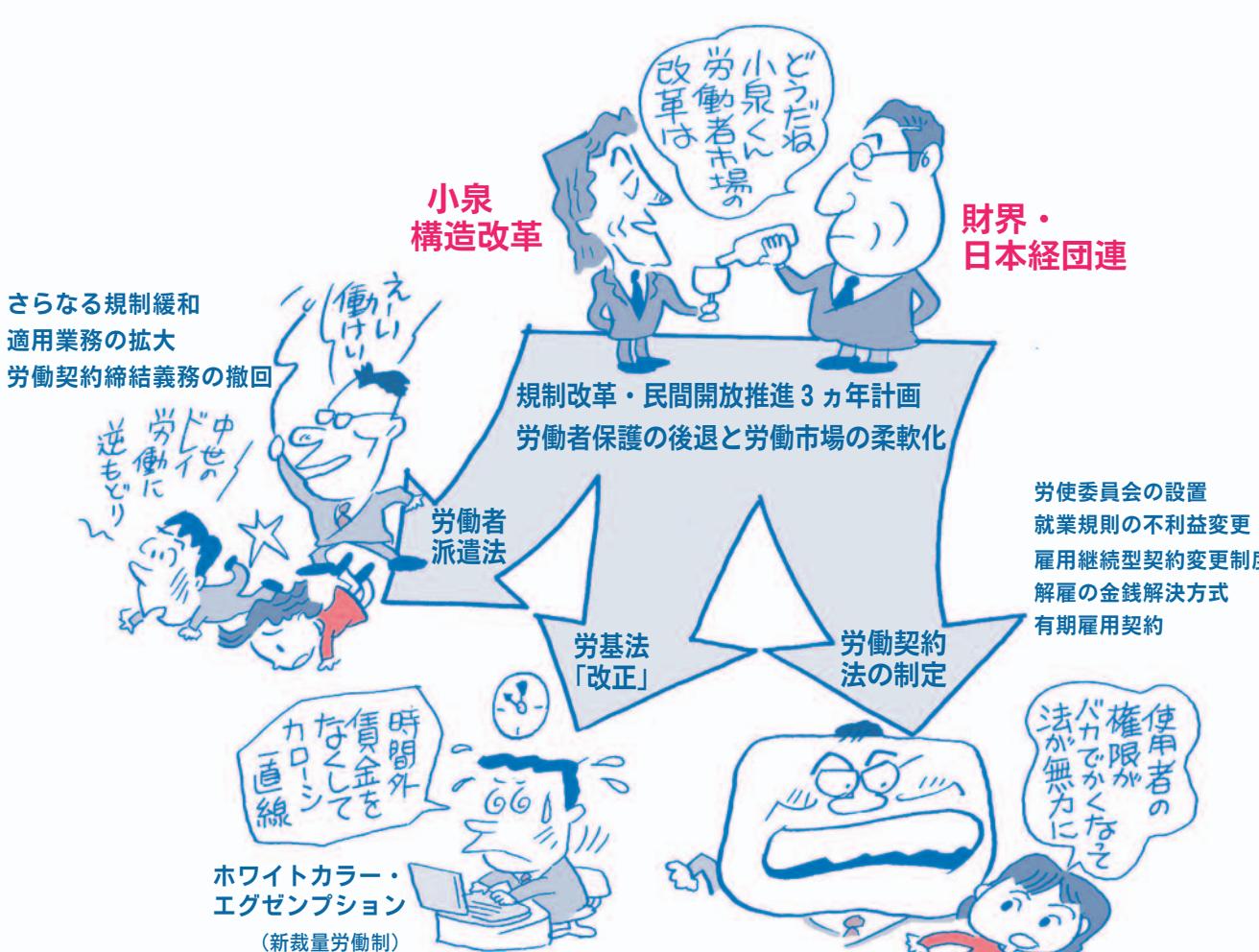
財界のいいなりに 労働者を使い捨て

労働法制のあいつぐ規制緩和・改悪の陰には日本経団連の姿があります。政府は2005年3月25日に「規制改革・民間開放3カ年計画(改定)」を閣議決定しましたが、そのなかには労働分野の規制緩和として、事務・技術系労働者の「労働時間規制の適用除外」「解雇の金銭解決制度」が盛り込まれています。これはかねてから日本経団連が強く求めてきたものです。

日本経団連は1995年、「新時代の『日本の経営』」という方針を発表し、雇用形態をごく一部の正社員とあとは自由に入れ替えることができる契約、派遣、パートなど

の不安定雇用にするとしました。その方針に従って、政府は裁量労働制の拡大、労働時間の弾力化、女子保護規定の撤廃、労働者派遣事業の自由化などを進めてきました。

今度の「労働契約法」制定については財界は「新たな規制につながるものはいらない」「労使自治を阻害する規制はいらない」としていますが、「解雇の金銭解決制度」と「ホワイトカラー・エグゼンプション」の実現については強く求めています。



マクドナルド店長が東京地裁に提訴 月100時間残業しているのに対象外

「研究会報告」では「規制改革・民間開放推進3カ年計画」におけるホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入要求を示し、「労働者の創造的・専門能力を發揮できる自立的な働き方に対応した労働時間法制の見直し」が必要だとしています。ホワイトカラー・エグゼンプション制度とは一般の事務・技術系労働者を1日8時間労働制をはじめとする労働時間法制からの適用除外のことです。日本経団連は「年収400万円以上」の労働者を適用除外にという主張をしています。

マックの店長が未払い時間外賃金1100万円の支払いを求めて提訴、争点は店長の「管理監督者」性です。会社は労基法41条(経営者と一体で働く管理監督者は時間規制から適用除外)をタテに、この店長に割増賃金を支払っていません。しかし店長職には営業時間や仕入れ、人事の裁量などなく、調理場にも立ち、年収は約600万円。昨春、脳梗塞を患い、過労死の不安を感じて同じことが起らぬよう提訴したそうです。米国ではファーストフード副店長まで適用除外。今回の「新裁量労働制」も、最初は要件を厳しくしても、いずれ米国並みに緩和される恐れがあります。

3

0

0

時間

を

超えて

働いて

いる

が

可

能

だ

よ

う

に

対象外

だ